

令和8年度 美祢市高齢者保健福祉推進会議 会議要旨

日 時：令和8年7月16日（木）14：00 から 15：00 まで

場 所：美祢市役所 3階 301 会議室

出席委員：札幌会長、吉崎委員、辻委員、川越委員、山田委員、徳永委員、開地委員、柴崎委員、枝村委員、田中委員、平山委員、長尾委員、田邊委員、浅賀委員、小田委員 計 15 名

欠席委員：清水委員、小川委員、増谷委員 計 3 名

事務局：市民福祉部部長 佐々木、市民福祉部部次長兼市民課長 竹内、介護保険班長 白井、福祉課長 古川、地域包括支援班長 山上、地域包括支援班主査 山根、美祢東地域包括支援センター所長 鶴井、高齢福祉班長 上田、高齢福祉班主査 長柄、委託先事業者 （株）パブリック・マネジメント・コンサルティング 竹野 計 10 名

次第

- 1 開会
- 2 市民福祉部長あいさつ
- 3 協議事項
 - (1) 会長及び副会長の選出について
 - (2) 美祢市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定について
 - ①高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画【骨子案】
 - ②調査結果報告
 - ③現計画の施策における評価
 - ④第10期介護保険事業計画基本方針と策定スケジュール
 - (3) その他
- 4 閉会

【事務局説明】

協議事項

- (1) 会長及び副会長の選出について
会長に札幌委員、副会長に清水委員が選出される。
- (2) 美祢市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定について
 - ①から④までの協議事項について事務局から説明を行う。

【意見・質問】

○会 長 介護報酬の改定は来年になるか。

⇒事務局 介護報酬改定は来年の年明けになるため、それを見据えつつ、介護保険

料及び介護給付額を決定していく予定である。

○委員 資料6の「第10期計画における方向性」で、「3.介護人材の確保と介護現場の生産性向上」を取り上げていただいている。その中で「深刻化する人手不足に対応」と記載されているが、美祢市の介護保険事業に大変な危機感がある。現状では外国人労働者に頼らざるを得ない現状があり、外国人を雇用しない限り、事業継続はできない。

外国人を雇用すると住宅を世話し、家財から全て揃えるため、大変お金がかかる。そういった経緯から、昨年、外国人を採用した場合に補助していただけないか美祢市へ陳情したところ、ご理解いただき、今年度から外国人1名当たりにつき補助していただけることになった。しかし、1人雇えば600万円は最低賃金でもかかる。それでも雇わないと事業が潰れる。この現状に非常に苦慮している。

介護保険は、サービスを受けたい人がいる時に働く人がいなければサービス提供ができない。どの業界でも若い人が不足し、介護だけに若い人が就労することは難しい。申し上げたいのは、現状について、サービスを受ける方や市民にも知っていただきたいということである。

また、地方で外国人介護人材の養成をして、定住せずに都市部に出て行かれるのが現状である。こういった現状に歯止めをかける施策を行政から国に提言していただきたい。雇い入れる外国人が本当に定着してもらえるか不安である。事業を継続したくても、介護人材を確保できなければ事業を廃止しなければならない。介護人材の確保は非常に深刻な問題である。

⇒事務局 資料にも掲載しているが、75歳以上と85歳以上の人口は、2040年頃まで増え続ける。その中で、美祢市は医療も介護も支える人材が不足している。高齢者人口は減ってきているが、令和3年時のサービス量を100とすれば、令和22年頃まで120や130の需要が見込まれることとなっている。それに対し、この5年間で、美祢市内の居宅系事業所が10か所廃止された。資源そのものがなくなっている。利用者が利用したくても利用できない、本当に悲しい現実が目前に迫っている可能性があることから、美祢市では、昨年から介護事業者の皆様と話し合いを重ねている。

市内事業所の皆様も高齢化が進む中、委員が言われたように新規採用者もいない中で、サービスを担保していかなければいけない苦しいステージに入っているのが現状である。

訪問介護事業所は限られた数しかないが、訪問介護を利用したい、在宅で生活したい時にヘルパーが不足し、既存の利用者しか利用できない状況にある。ヘルパーでなければできない身体介護や清拭、おむつ交換等がある一方で、ヘルパーでなくてもできる家事、生活支援というメニューもある。本当にヘルパーしかできない仕事をヘルパーに依頼し、それ以外は、例えばボランティアや他の社会資源を使い、ヘルパーにしかできない仕事に注力していただくようなシステムが作れないか、内部で検討して

いる。

委員が言われたように外国人労働者に頼らないと施設系のサービスが存続できなくなりつつある。市では、この度特定技能実習生を雇用された際に一時金を補助している。毎月仲介業者への費用が発生するとも伺っている。当たり前に従業員の賃金を払い、別に仲介業者に毎月お金を入れて事業を継続しているということを、複数の施設からご相談いただいている。

委員が言われた実情は、我々の問題でもあり、市民の皆さんの問題でもこれから先の問題でもあるので、市民に知っていただくということについて、私たちもしっかり考えたい。もう一点、技能実習生の居所の移動の制限であるが、これについても、市長会を通じ、国や厚生労働省に要望するという方法があるので検討させていただきたい。

○委 員 外国人は美祢市にも 100 人以上いるのではないかと。資料のアンケート等を拝見したが、大変失礼ではあるが、非常にありきたりだと感じる。外国人の雇用問題は大変深刻であるため、委員が話された内容をきちんと計画書に掲載していただき、現実味のある報告書にしてもらいたい。

⇒事 務 局 委員が言われた実情については、計画書に盛り込み、それに対する政策についても明記させていただきたい。

○委 員 技能実習生や雇用の問題に関して、国は職業安定所を 100%活用していないのではないかと。医療機関では、民間の人材紹介業者に 2,000 万円程度支払っていると聞く。労働者に 2,000 万円支払うならいいが、事業者に支払うのはおかしいのではないかと。国の政策に強く申し上げたい。

○委 員 仲介業者は、応募した人にお金をあげ、半年勤めて辞めたら次を紹介し、またお金を渡す仕組みにしている。応募する人たちも職業安定所と民間事業者を比較して条件のよい方を選択する。

○事 務 局 あいさつ